

『18 職種別 最新！傾向対策講座 財務専門官 2017 年編』(KU17133) 訂正表

2018年6月13日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P.133	肢4の3行目以下	誤	<u>行政機関が行政処分についての審査請求や異議申立て</u> に対して裁決ないし決定を下すことは、差し支えないと解されている。	2018/06/13
		正	行政機関が行政処分についての審査請求に対して裁決を下すことは、差し支えないと解されている。	
P.133	肢4の4行目以下	誤	<u>具体例として、独占禁止法に基づく公正取引委員会による審決などがある。</u>	2018/06/13
		正	<b>削除</b> (2013年独占禁止法改正により公取委の審判制度がなくなったため)	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/kaitei>)に掲載された日付です。